

広島県後期高齢者医療広域連合議会訓令の読点の表記を改める訓令

令和5年10月30日

議会訓令第2号

広島県後期高齢者医療広域連合議会の訓令（この訓令の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。